特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について

令和８年 11 月 10 日
国土交通省住宅局
住宅総合整備課
安心居住推進課
市街地建築課

国土交通省では、別紙のとおり、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案の制定を検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

２．意見募集の対象

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案

２．資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（https://www.e-gov.go.jp/）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省住宅局住宅総合整備課において資料を配布します。

３．意見募集期間

令和８年 11 月 10 日（水）から令和８年 12 月 10 日（木）まで（必着）

４．意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームからご提出ください。

② 電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-jyutaku_seibi@ml.mlit.go.jp

③ 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関２－１－３
国土交通省住宅局住宅総合整備課意見募集担当あて

５．留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

（意見提出様式）

国土交通省住宅局住宅総合整備課意見募集担当あて

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則等
の一部を改正する省令案に対する意見

１．　氏 名

２．　住 所

３．　電話番号

４．　電子メールアドレス

５．意 見
（該当箇所）

（意見）